

鳥取県告示第 507 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 わかば	鳥取市湖山町 東五丁目261	多機能サポート センターわかば の家河原	鳥取市河原町渡 一木156-1	小規模多機能型 居宅介護	平成 20 年 4 月 1 日
〃	〃	グループホーム わかばの家河原	〃	認知症対応型共 同生活介護	〃
久米の郷 さくら診 療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら 通所リハビリテ ーションセンタ ー	倉吉市福光225	通所リハビリテ ーション	平成 20 年 5 月 12 日
株式会社 アウル調 剤	広島県府中市 元町9-1	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	居宅療養管理指 導	平成 20 年 5 月 23 日
株式会社 わかば	鳥取市湖山町 東五丁目261	多機能サポート センターわかば の家美保	鳥取市吉成510	小規模多機能型 居宅介護	平成 20 年 6 月 16 日
社会福祉 法人和	倉吉市福庭町 一丁目365-2	デイサービスセ ンターこころ	倉吉市堺町二丁 目239-87	通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
久米の郷 さくら診 療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら 通所リハビリテ ーションセンタ ー	倉吉市福光225	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成 20 年 5 月 12 日
社会福祉 法人和	倉吉市福庭町 一丁目365-2	デイサービスセ ンターこころ	倉吉市堺町二丁 目239-87	介護予防通所介 護	平成 20 年 6 月 16 日